

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2015-516169  
(P2015-516169A)

(43) 公表日 平成27年6月11日(2015.6.11)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
AO1K 79/00 (2006.01)	AO1K 79/00	Z 2B105
AO1K 91/06 (2006.01)	AO1K 91/06	Z 2B307
AO1K 91/053 (2006.01)	AO1K 91/06 AO1K 91/04	B D

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2015-512113 (P2015-512113)
(86) (22) 出願日	平成25年5月15日 (2013.5.15)
(85) 翻訳文提出日	平成26年12月10日 (2014.12.10)
(86) 國際出願番号	PCT/GB2013/000220
(87) 國際公開番号	W02013/171443
(87) 國際公開日	平成25年11月21日 (2013.11.21)
(31) 優先権主張番号	1208665.8
(32) 優先日	平成24年5月17日 (2012.5.17)
(33) 優先権主張國	英國 (GB)

(71) 出願人	514288749 カード, ジョニー イギリス国 ロンドン エスタブリュー1 44ページ, ロエハングトン, ツンワー ス クレセント, 33 アレンフォード ハウス
(71) 出願人	514288750 ウィンブルドン, クライグ イギリス国 スレイ エスエム4 6エイ チダブリュー, モーテン, 41ミセンデン ガーデンズ
(74) 代理人	100091683 弁理士 ▲吉▼川 俊雄
(74) 代理人	100179316 弁理士 市川 寛奈

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 フィッシング装置

## (57) 【要約】

フィッシング装置(1)は:本体(20);本体の両端のそれぞれに釣り糸の第1レンゲス(21a)と第2レンゲス(21b);および釣り針(23a、23b)を第1レンゲスおよび第2レンゲスのそれぞれの端部に有する。一匹の魚が、釣り針の1つに食い付くと、もう一方の食い付かれていない方の釣り針がレシーブ部材(30a、30b)に引き込まれて保護されるので、捕獲した魚を傷つけることがない。

【選択図】図1

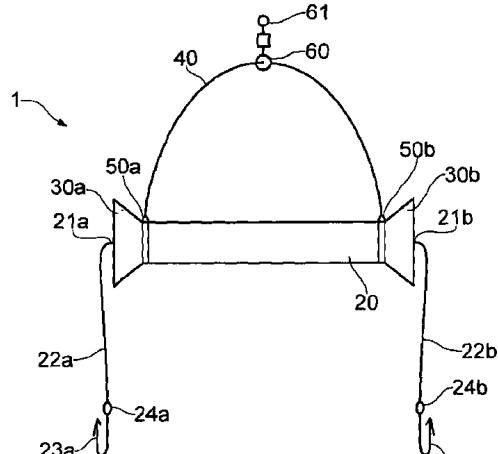


FIG. 1

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

少なくとも 1 つの穴と、前記少なくとも 1 つの穴を貫通する釣り糸を有する本体を備えるフィッティング装置であって、釣り糸はその端部に第 1 釣り針が取り付けられた第 1 レンゲスと、その端部に第 2 釣り針が取り付けられた第 2 レンゲスを有し、第 1 レンゲスおよび第 2 レンゲスが、第 1 レシーブ部材および第 2 レシーブ部材に近接する第 1 地点および第 2 地点から延出し、第 1 釣り針に力が掛かると、第 2 釣り針は第 2 レシーブ部材に引き込まれ、第 2 釣り針に力が掛かると、第 1 釣り針は第 1 レシーブ部材に引き込まれる、フィッティング装置。

**【請求項 2】**

本体は細長い形状の管である請求項 1 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 3】**

管はフレア形状の端部を有し、第 1 レシーブ部材および第 2 レシーブ部材を形成する、請求項 1 または 2 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 4】**

レシーブ部材は本体と一体である請求項 1 から 3 のいずれかに記載のフィッティング装置。

**【請求項 5】**

レシーブ部材は、本体に着脱可能に取り付けられる別々の部材である、請求項 1 から 3 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 6】**

レシーブ部材は本体の第 1 地点および第 2 地点に押し込んで挿入される挿入物である、請求項 5 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 7】**

各レシーブ部材は、発泡挿入物を含み、釣り針が本体を通して引き込まれた場合に、発泡挿入物によってその釣り針が保持される、請求項 1 から 6 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 8】**

本体は、メインの釣り糸が取り付けられるアンカーポイントを有する、請求項 1 から 7 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 9】**

本体は、給餌器またはおもりを着脱可能に固定できる固定部材を備える、請求項 1 から 8 のいずれかに記載のフィッティング装置。

**【請求項 10】**

本体は、1 つの本体を別の本体に着脱可能に固定できるアタッチメント手段を備える、請求項 1 から 9 のいずれかに記載のフィッティング装置。

**【請求項 11】**

本体は、複数の穴を有し、それぞれの穴には釣り糸が取り付けられ、その釣り糸のいずれかの端部には釣り針が取り付けられている、請求項 1 から 10 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 12】**

本体が、蝶着された互いに合体可能な 2 つの構成部で構成され、釣り糸の第 1 レンゲスおよび第 2 レンゲスが本体の端部から延出する状態で、前記 2 つの構成部の間に配置された釣り糸の少なくとも一部を取り囲む、請求項 1 から 11 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 13】**

2 つの構成部が、着脱可能なキャッチによってお互いに閉じて固定でき、開くことによって釣り糸を取り出すか、配置できる、請求項 12 に記載のフィッティング装置。

**【請求項 14】**

生分解性素材から作成される、請求項 1 から 13 のいずれかに記載のフィッティング装置。

**【請求項 15】**

フィッティング装置に釣り竿およびメインの釣り糸が取り付けられた、請求項 1 から 14 のいずれかに記載のフィッティングタックル。

10

20

30

40

50

**【請求項 1 6】**

本明細書に、添付の図を用いて実質的に説明され、添付の図に示された、フィッシング装置。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0 0 0 1】**

本発明は、フィッシング装置に関し、具体的には、これに限定されないが、複数の釣り針を有し、複数の魚を捕獲できるフィッシング装置に関する。

**【背景技術】****【0 0 0 2】**

フィッシングは、英國で最もメジャーなスポーツの1つであり、多くの場合、釣り針および釣り糸の使用を必要とする。ほとんどのゲームフィッシュの魚は、湖や河川などの水域の底部で生涯の大部分を摂食に費やすので、これらの魚を捕獲するためには、釣り針および釣り餌が必要となる。釣り人は、捕獲する魚の種類に応じて、餌を仕掛ける水域の深度を変える。フライフィッシングは、水面付近に餌を仕掛け、虫と誤認させることによって、魚を引き付ける。しかし、水底に棲む魚の場合、釣り人は餌を水底付近に仕掛けるが、これは、ゲームフィッシュの魚は餌の隠し場所が豊富にある岩場や障害物の多い領域で摂食する傾向があるので、釣り人が魚を捕獲する可能性が大幅に高まるからである。しかし、岩など障害物の多い領域でのフィッシングは、タックルが絡まるリスクが増大する。釣り人は、絡まりを取り除くために時間を費やし、釣り糸を切ることなく、ルアーを絡まりから取り除く必要がある。このような手間は通常、ルアーの喪失リスクに比例するもので、ルアーの価値は、注ぎ込んだ時間と労力により決まる。ルアーなどのフィッシング装置を急いで取り戻すことは、その時間がフィッシングに使われないことになり、好ましくない。釣り針、うき、おもりなどの一部を、強く絡まり合った場合に取り外しができる「絡まりなし」の釣り具を数名の釣り人が提案したが、釣り針、うき、およびおもりは、複雑に組み合わされている。

**【0 0 0 3】**

絡まりあった場合に、釣り針が使えなくなることを避けるため、複数の釣り針を備えた釣り具が開発された。特許文献1は、1対の広がるアームを有するスプレッダを介して2本の釣り針を使用する方法について記載しており、各アームは、開口部を備えた外側端部を有し、この釣り具に固定された2つのフレキシブルなアタッチメントは、外側端部が開口部を通して延出する、フレキシブルなリード糸を有する。釣り針は、フレキシブルなリード糸のそれぞれの外側端部に固定されている。

**【0 0 0 4】**

特許文献2では、少なくとも2本の釣り針の間に取り付けられた屈曲可能な部材を有する生き餌または疑似餌用の釣り具について記述されている。この釣り具はリード糸に取り付けられており、1本の釣り針が魚を捕獲すると、屈曲可能な部材は、リード糸が引っ張られることにより屈曲し、もう一方の釣り針が、魚を捕獲している釣り針の方に移動するが、これらの釣り針は屈曲可能な部材の固定地点に固定されたままである。

**【0 0 0 5】**

しかし、1本の釣り糸に2本の釣り針を取り付けて使用することは、英國のほとんどのフィッシングクラブでは禁止されている。これは、1本の釣り糸に2本の釣り針を取り付けることは安全でないとみなされているからである。釣り具に取り付けられた釣り針のうち、1本が魚によって取られると、その釣り針が他の釣り糸の魚を損傷することがあり、空きの釣り針があると、釣り人が釣り糸から魚を取り外す際に、怪我を負う可能性がある。さらに、空きの釣り針は、水路の底部など水域内で絡まることがあり、タックルを損失するリスクが増大する。

**【0 0 0 6】**

本発明の目的は、構造が複雑でなく、適切なコストの釣り具を提供することであり、餌を付ける1対の釣り針を水域底部の岩場の上方位置に仕掛けることにより、効果的に絡ま

りを避けることができる。さらに、本発明はフィッシング装置に複数の釣り糸を備え、「空き」の釣り針を、フィッシング装置の安全な領域に引き込ませてフィッシング装置の安全性を確保することによって、従来技術の問題を克服しようとするものである。さらに、フィッシング装置は、製造コストが低く、使用時の信頼性が高い。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】米国特許第20、080、219、242号明細書

【特許文献2】カナダ特許第1276787号明細書

【発明の概要】

【0008】

本発明の第1の態様によると、少なくとも1つの穴と、前記少なくとも1つの穴を貫通する釣り糸とを有する本体を備えるフィッシング装置が提供され、釣り糸はその端部に第1釣り針が取り付けられた第1レンゲスと、その端部に第2釣り針が取り付けられた第2レンゲスとを有し、第1レンゲスおよび第2レンゲスは、本体の第1地点および第2地点から延出し、前記第1地点および第2地点は、第1レシープ部材および第2レシープ部材に近接し、第1釣り針に力が掛かると、第2釣り針は第2レシープ部材に引き込まれ、第2釣り針に力が掛かると、第1釣り針は第1レシープ部材に引き込まれる、フィッシング装置が提供される。

【0009】

本体は、細長い管状部材であることが好ましい。その管状部材には、典型的に、本体が沈むように、ある程度の重量を持った真鍮を始めとする金属などの比較的硬い部材が使用される。

【0010】

管状部材は、フレア状の端部を有し、第1レシープ部材および第2レシープ部材を形成することが意図される。

【0011】

レシープ部材は、管状部材と一体になっていることが好ましいが、本体に脱着可能に取り付けできる別体の部材であってもよい。

【0012】

レシープ部材は、挿入物であり、本体の第1地点および第2地点に押し込むことによって取り付けできることが好ましい。

【0013】

好ましい配置として、各レシープ部材が発泡状の挿入物を有し、本体を通して釣り針が引き込まれた場合に、その中に釣り針が保持されるように配置する。

【0014】

本体は、アンカーポイントを有し、そこを通して、メインの釣り糸をフィッシング装置の本体に取り付け可能であることが意図される。

【0015】

本体は、給餌器またはおもりを着脱可能に固定できる固定部材を有することが好ましい。

【0016】

本体は、1つの本体を別の本体に着脱可能に固定できるよう、アタッチメント手段を有することが意図される。

【0017】

本体は、複数の穴を有し、それぞれの穴は、両端部のいずれかに釣り針が固定された釣り糸を有することがさらに意図される。

【図面の簡単な説明】

【0018】

本発明の実施形態は、説明のみを目的として、添付の図を用いて、詳述する。

10

20

30

40

50

【図1】本発明の一実施形態におけるフィッキング装置の側面図である。

【図2】図1に示すフィッキング装置の端部の斜視図である。

【図3】給餌アタッチメントを装備した図1に示すフィッキング装置である。

【図4】釣り糸にセントラルアタッチメントを装備したフィッキング装置である。

【図5】釣り糸を受け入れるために広げることが可能であるフィッキング装置の平面図である。

【図6】図5に示すフィッキング装置の端部を接近して見た図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

フィッキング装置の概要を図1の1に示す。フィッキング装置は、本体20と、本体の両端部である21aおよび21bに開口部を有する。各開口部から、釣り糸22aおよび22bが延出する。両方のレンゲスは、本体内で結合されている別々の釣り糸のレンゲスでも、本体を貫通する一本の釣り糸の両端であってもよい。本体は、釣り糸が本体内で自由に動くことができるよう釣り糸を支持する挿入物(図2参照)を含んでいてもよい。この支持体は、バフルとしても作用し、釣り糸が本体20を通過する際に発生するノイズおよび/または振動を防止する。

【0020】

第1釣り針23aおよび第2釣り針23bは、それぞれコネクタ24aおよび24bによって、レンゲス22aおよび22bに取り付けられる。これらのコネクタは、一定の引っ張り強度を超えると破断するよう取り付けられているので、フィッキング装置の全体を喪失することはない。

【0021】

本体20の両端部にはそれぞれ、円錐形のレシープ部材30aおよび30b(図参照)を備えるが、釣り針23aまたは23bを受け入れるのに十分な大きさであれば、どのような形状でもよい。レシープ部材の外径は、本体の直径よりも大きいフレア状に形成することが好ましい。図中で、両端部はフレア状に形成されているが、釣り針を受け入れられる限り、どのような形状でもよい。

【0022】

さらに、釣り糸40は、レシープ部材30aおよび30bに近接するコネクタ50aおよび50bを介して、両端部が本体20に取り付けられている。この釣り糸は、次にスイベルループ60に取り付けられ、もしスイベルループが大きなアイに形成された場合、小型アイ61に取り付けられる。小型アイ61によって、フィッキング装置をメインの釣り糸(図示せず)にどのように取り付けるかが決まる。釣り竿自体の釣り糸が喪失しないように、釣り糸40は、ある点を越えて引っ張られると破断するような寸法にしてもよい。釣り糸22aと22bは、釣り糸40およびアイ61に取り付けられるメインの釣り糸よりも破断引っ張り強度は低く設定し、それによって、フィッキング装置が強く引っ張られると、フィッキング装置の犠牲となって釣り糸22aと22bが先に破断するので、タックル全体を喪失することを避けることができる。

【0023】

図2は、フィッキング装置の本体20とレシープ部材30bの斜視図である。レシープ部材は、挿入物31を有し、これは典型的には発砲体でありレシープ部材に押し込められている。この挿入物は、開口部32を有し、そこを釣り糸22bが貫通し、延出する。釣り糸が反対側から引っ張られると、その釣り糸の端部にある釣り針23bは、挿入物31の方向に引っ張られ、釣り針23b自体がその発泡体の挿入物に取り込まれ、その場所に保持される。これにより、もう一方の釣り針23aによって捕獲した魚を、釣り針、特に針先によって、傷つけることはなく、また、釣り人が、釣り糸を引っ張り、釣り針から魚を取り外す時、もう一方の釣り針は、露出することなく、レシープ部材に取り込まれているので、釣り人自身がその釣り針によって傷つけられるリスクが低減する。

【0024】

図3に示すようにフィッキング装置1は、様々なアタッチメントを着脱可能に固定する

10

20

30

40

50

ことができる。特に、おもり 70 を取り付けることができ、本体 20 を所望の深さ、または、水域の底部にまで沈めることができる。おもり 70 は、単独または、複数のおもりで

構成され、本体 20 に着脱可能に固定できる。おもりに追加して、または、おもりの代わりに、給餌器 80, 100, または 200 を本体に取り付けることができる。給餌器 80 は、端部が閉じられた形状を有し、おもり 90 を取り付けてもよい。別 の方法として、カゴ型給餌器 100、あるいは典型的に細長い形状の給餌器であって、多数の穴が連なり、そこに来た魚に餌を晒す端部が開いた給餌器を本体に固定してもよい。給餌器は、本体の両端の間に配置し、それによって本体 20 の各端部の釣り針 23a および 23b の近辺と概ね同程度に魚を引き付けることができよう。給餌器等、さまざまなアタッチメントを本体に着脱可能なクリップを使って固定することによって、取り外しや交換が簡単にできる。

10

#### 【0025】

図 3 に示すように、釣り糸 40 は、単に本体 20 の両端部に固定されるのではなく(上図参照)、本体の全長に渡って固定されるよう配置されてもよい。これによって、釣り糸 41 の一部が給餌器の長さに沿って露出し、釣り糸の一部に余裕ができるので、給餌器用のアタッチメントを、本体 20 の任意の 1 箇所以上に、固定できる。

#### 【0026】

各図に示す通り、本体 20 は細長い形状を有しているが、円形や四角形などの他の形状や、河川、湖、池などの水域に見られる岩や水中植物に似せた不ぞろいな形状でもよい。しかし、どのような形状であっても、1 つの釣り針が餌に食い付いた魚に引っ張られても、もう一方の釣り針がボディ 20 の一部分に引き込まれることによって、もう一方の釣り針が魚を傷つけることがないよう、開口部とレシーブ部材を必要とする。さらに、2 本の釣り針について説明してきたが、単独の本体に複数対の釣り針を持たせることも、2 本の釣り針を有する本体を複数個、互いに固定することも可能である。しかし、理想的には、2 本の釣り針であり、これにより魚を捕獲すれば、他の露出している釣り針は本体内に引き込まれるので、捕獲した魚を損傷することはない。

20

#### 【0027】

図 4 は、本体 20 を釣り糸に固定する別の方法を示す。図 1 に示すように、本体の端部にコネクタを備えるのではなく、本体の中心域に単独のコネクタ 50c を設ける。この単独コネクタによって、容易に釣り糸を着脱できる。図に示すように、この場合、本体 20 は、2 つの構成部を有し、これらはヒンジ 214 によって蝶着され、キャッチ 211 によって固定できる。これは、端部 22a および 22b を有する釣り糸を本体 20 に固定するために、本体を開いて、釣り糸を本体の2つの構成部の間に配置し、キャッチ 211 を使用して閉じることによって、釣り糸を所定位置に保持する。

30

#### 【0028】

図 5 に、開いた状態の本体を詳細に示す。本体は、20a と 20b の2つの構成部を有し、少なくとも一方はチャネル 213 を有する。本体の両構成部 20a および 20b は、それぞれハーフチャネルを有し、本体が閉じられると、これらは合体して釣り糸を取り囲むことが好ましい。両構成部は、ヒンジ 214 によって蝶着される。

#### 【0029】

図 6 に示すよう、釣り糸は、チャネル 213 を貫通し、本体端部のレシーブ部材内に配置され釣り糸を保持する挿入物 31 から延出する。本体は、ヒンジ部材 214 を介してハーフチャネルを折り重ねることによって閉じ、キャッチ 211 を使用してつなぎ合わせることができる。

40

#### 【0030】

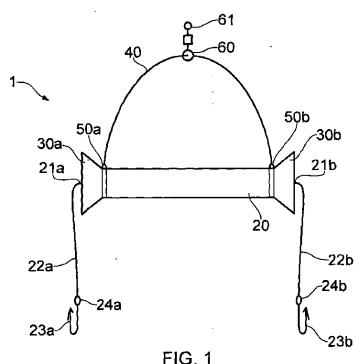
前述したように、本発明によるフィッシング装置は、海岸、桟橋、架橋および船上などのフィッシングに利点を提供することを理解されたい。絡まりや魚への損傷を防止する本発明によるフィッシング装置によって、魚への損傷、タックル喪失のリスク、時間の浪費は最小化され、魚を捕獲する機会は、最大化される。さらに本装置は、生分解性素材から製作可能なので、タックルを喪失しても、環境を汚染することはない。

50

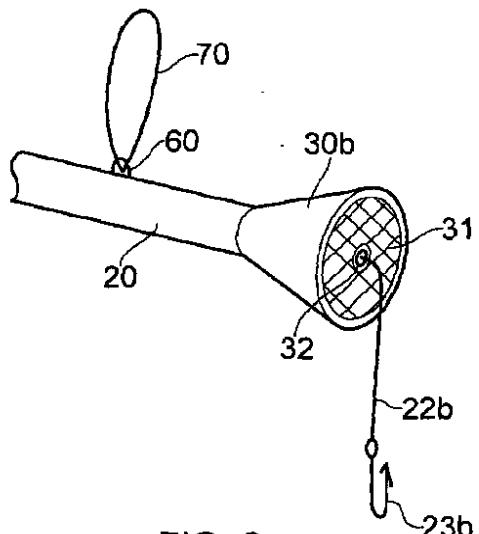
## 【0031】

上記の実施形態は、説明を目的とし、本発明を限定するものではなく、本発明に記述され請求される範囲を離れることなく改変および修正が可能であることに留意されたい。さらに本発明は、単独の実施形態だけでなく、実施形態の如何なる組み合わせも対象となることに留意されたい。

【図1】



【図2】



【図3】

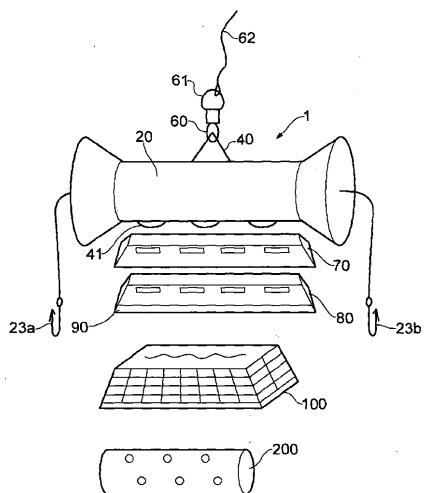


FIG. 3

【図4】

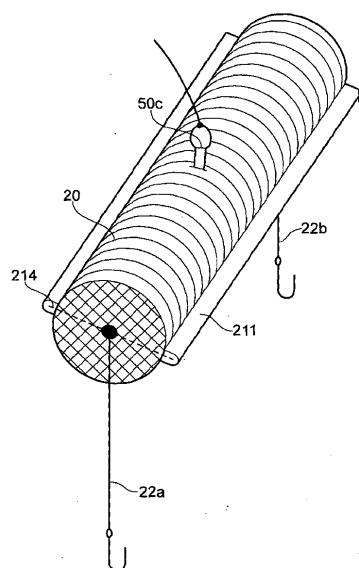


FIG. 4

【図5】

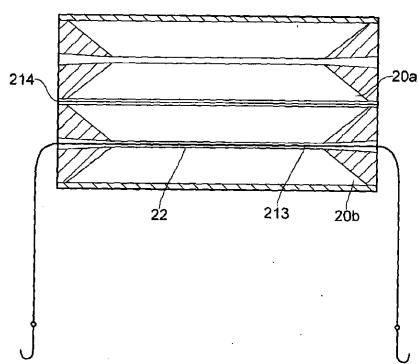


FIG. 5

【図6】

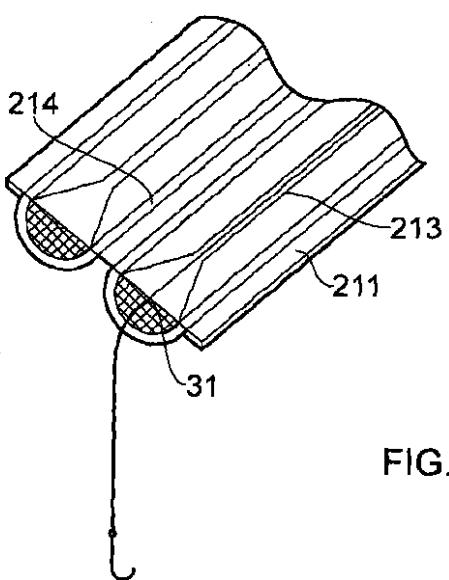


FIG. 6

## 【国際調査報告】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No  
PCT/GB2013/000220

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER  
INV. A01K91/047 A01K91/053 A01K91/06  
ADD.

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

## B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  
A01K

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

EPO-Internal, WPI Data

## C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 2 577 143 A (THOR MIDLAND) 4 December 1951 (1951-12-04) column 1, line 33 - column 2, line 31 figures 1-3 ----- US 4 642 933 A (BROWN FRANK E [US]) 17 February 1987 (1987-02-17) column 3, line 34 - column 4, line 45 column 5, line 24 - column 6, line 10 figures 1, 6 ----- US 6 176 036 B1 (PEASE PHILIP J [US]) 23 January 2001 (2001-01-23) column 3, line 18 - column 5, line 10 figures 1-6 ----- -/-	1,2, 8-10,15
A		1,8,10, 15
A		1,11,15

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

## \* Special categories of cited documents :

- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

Date of mailing of the international search report

14 August 2013

23/08/2013

Name and mailing address of the ISA/

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2  
NL - 2280 HV Rijswijk  
Tel. (+31-70) 340-2040,  
Fax: (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Been, Mathieu

1

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No  
PCT/GB2013/000220

## C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 2008/040966 A1 (STONE GARY D [US] ET AL) 21 February 2008 (2008-02-21) cited in the application paragraphs [0003] - [0005], [0012], [0013], [0018], [0019], [0022] - [0025] figure 1 -----	1,8-10, 15

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.  
PCT/GB2013/000220

## Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of Item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1.  Claims Nos.: because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
  
  
  
  
  
2.  Claims Nos.: 16 because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:  
see FURTHER INFORMATION sheet PCT/ISA/210
  
  
  
  
  
3.  Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

## Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of Item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

1.  As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2.  As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3.  As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
  
  
  
  
  
4.  No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

## Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

International Application No. PCT/ GB2013/ 000220

**FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210**

Continuation of Box II.2

Claims Nos.: 16

Claim 16 is unclear (Article 6 PCT) as it relies on references to the description and the drawings in respect of the technical features of the invention (Rule 6.2 (a) PCT).

The applicant's attention is drawn to the fact that claims relating to inventions in respect of which no international search report has been established need not be the subject of an international preliminary examination (Rule 66.1(e) PCT). The applicant is advised that the EPO policy when acting as an International Preliminary Examining Authority is normally not to carry out a preliminary examination on matter which has not been searched. This is the case irrespective of whether or not the claims are amended following receipt of the search report or during any Chapter II procedure. If the application proceeds into the regional phase before the EPO, the applicant is reminded that a search may be carried out during examination before the EPO (see EPO Guidelines C-IV, 7.2), should the problems which led to the Article 17(2) declaration be overcome.

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No  
PCT/GB2013/000220

Patent document cited in search report		Publication date	Patent family member(s)		Publication date
US 2577143	A	04-12-1951	NONE		
US 4642933	A	17-02-1987	NONE		
US 6176036	B1	23-01-2001	NONE		
US 2008040966	A1	21-02-2008	US 2008040966 A1	21-02-2008	
			US 2009077860 A1		26-03-2009

---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,R,S,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC

(72)発明者 カード, ジョニー

イギリス国 ロンドン エスダブリュー 144 ページー, ロエハンプトン, ツンワース クレントン, 33 アレンフォード ハウス

(72)発明者 ウィンブルトン, クライグ

イギリス国 スレイ エスエム4 6 エイチダブリュー, モーデン, 41 ミセンデン ガーデンズ

F ターム(参考) 2B105 AG30

2B307 EB11 GA01 GA20